

お知らせ



おむつ代が「医療費控除」の対象となります

おおむね6ヶ月以上寝たきりの状態にあると認められ、治療上おむつ使用が必要な人は、おむつ代が医療費控除の対象になります

おむつ代で医療費控除を受けるときは

次の書類を用意して確定申告をしてください。

- おむつ代の領収書
- おむつ使用証明書（医師が発行します）

※様式は高齢者福祉課窓口でも配布しています。



2年目以降の人は

おむつ使用証明書の代わりになる『おむつ代に係る医療費控除の申告に関する確認書』を用意して確定申告してください。

※様式は高齢者福祉課窓口で配布しています。

※確認書の交付の要件に該当しない場合、おむつ使用証明書を添付してください。

問 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980

お知らせ

要介護認定を受けている高齢者に

「障害者控除対象者認定書」を発行します

所得税や市・県民税の申告時に認定書を提出すると、身体障害者手帳などを持っている人と同様に障害者控除を受けることができます

■対象 次の要件をすべて満たす人

- 富里市に住民登録があり、令和7年12月31日時点で65歳以上
- 要介護認定を受けている人（要介護1～5）で、所定の要件を満たす人

■申請時に必要なもの

- 印鑑
- 介護保険被保険者証



なお、すべての「要介護認定を受けている人」が該当するわけではありません。

対象など詳しくは、問い合わせてください。

問 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980

令和8年度「市民税・県民税」が改正されます

問 課税課 ☎ (93) 0443

物価上昇による税負担の調整・就業調整への対応として、市民税・県民税が次のとおり改正されます。

令和8年度市民税・県民税から適用です。詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



【給与所得控除の見直し】

給与収入	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5千円以下	55万円	
162万5千円超180万円以下	給与収入×40% - 10万円	65万円
180万円超190万円以下	給与収入×30% + 8万円	
190万円超		改正なし

【扶養親族等の所得要件の引き上げ】

扶養親族の区分	所得要件（収入が給与のみの場合の収入金額）	
	改正前	改正後
扶養親族及び同一生計配偶者	48万円以下（103万円以下）	58万円以下（123万円以下）
ひとり親の生計を一にする子		
勤労学生	75万円以下（130万円以下）	85万円以下（150万円以下）

【特定親族特別控除の創設】

年齢19歳以上23歳未満の親族の内、合計所得が58万円超123万円以下（給与収入のみの場合：収入123万円超188万円以下）の場合、扶養控除を適用できない人も段階的に控除を受けられるようになります。